

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 文化スポーツ振興課 体育施設担当	
許 認 可 等 名	体育施設の目的外使用許可	
根 拠 法 令	地方自治法	
根 拠 条 項	第238条の4第7項	
連 絡 先	文化スポーツ振興課（電話621-5426）	
審 査 基 準	基 準	<p>行政財産の目的外使用の許可は、次のいずれかに該当するときであつて、かつ、当該行政財産の用途又は目的を妨げないと認められるときに限り行うものとする。</p> <p>(1) 本市の事務事業と密接な関連を有し、又はその円滑な執行に寄与するとき。</p> <p>(2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため特に必要と認められるとき。</p> <p>(3) 職員の福利厚生又は公の施設の利用者の便宜を図るものと認められるとき。</p> <p>(4) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会、選挙等の用に短期間使用させるとき。</p> <p>(5) 運送事業、水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業に供することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(6) 災害その他の緊急事態の発生により応急の用に供するため極めて短期間使用させるとき。</p> <p>(7) その他市長が特別の事由があると認めるとき。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（令和 6年 2月 1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 （設定しないものについてはその理由）	総日数 14日（休日を除く）
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（令和 年 月 日最終変更）

審査基準

基準

○目的外使用許可の対象となる体育施設は次のとおり。

- 徳島市立体育館
- 徳島市立スポーツセンター
- 徳島市B & G海洋センター体育館
- 徳島市陸上競技場
- 徳島市民吉野川運動広場
- 徳島市民島田運動広場
- 徳島市民吉野川北岸運動広場
- 徳島市民勝浦川運動広場
- 徳島市民城内庭球場
- 徳島市田宮公園プール
- 徳島市B & G海洋センタープール
- 徳島市B & G海洋センター舟艇施設
- 徳島市球技場
- 徳島市立体操センター
- 徳島市ライフル射撃場